料金メニュー表

（しゅふ応援プラン・いえやすプラン・ビジネス応援プラン(電灯型)）

実施日　　2019 年 10 月 1 日
改定日　　2026 年 11 月 1 日

浜松新電力

「料金メニュー表（しゅふ応援プラン・いえやすプラン・ビジネス応援プラン(電灯型)）」（以下「本料金メニュー表」といいます。）は、当社が別途定める「電気需給約款（低圧）」（以下「本約款」といいます。）に基づき、当社の電気をご使用になるお客様に電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。

第１条　定義

次の用語は、本料金メニュー表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。本料金メニュー表で用いられるその他の用語は、本料金メニュー表で別途定義される場合を除き、本約款において用いられている意味を有するものとします。

（1）一般送配電事業者

本料金メニュー表では中部電力パワーグリッド株式会社をいいます。

第２条　対象地域

本料金メニュー表で定める料金等その他の条件が適用される対象地域は一般送配電事業者の供給区域となります。ただし、離島は除きます。

第３条　料金メニュー

本料金メニュー表に規定する料金メニューは次のとおりとします。

需要区分		料金メニュー
低圧	電灯および小型機器	しゅふ応援プラン(電灯型)
		いえやすプラン（電灯型）
		ビジネス応援プラン(電灯型)

第４条　しゅふ応援プラン(電灯型)

（1）適用範囲

電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ．契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ 60 アンペア以下であること。

ロ．一般送配電事業者が定める託送供給等約款の供給電圧が 100 ボルトもしくは 200 ボルトであること。

（2）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

（3）契約電流

イ．契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ロ．一般送配電事業者が、契約電流に応じて、電流制限器等の装置を取り付けることがあります。

（4）料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ．基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします

契約電流 10 アンペア	433.66 円
契約電流 15 アンペア	650.49 円
契約電流 20 アンペア	867.32 円
契約電流 30 アンペア	1,300.98 円
契約電力 40 アンペア	1,734.64 円
契約電力 50 アンペア	2,168.30 円
契約電力 60 アンペア	2,601.96 円

ロ. 電力量料金

電力量料金は、1 月の使用電力量により算定いたします。

10:00 から 14:00 以外の 1 キロワット時につき	26.47 円
10:00 から 14:00 の 1 キロワット時につき	22.80 円

ハ. 最低月額料金

イ.およびロ.によって計算された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額　料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1 契約につき	258.50 円

第５条 いえやすプラン（電灯型）

（1）適用範囲

電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ. 契約電流が 10 アンペア以上でありかつ 60 アンペア以下、または契約容量が６キロボルトアンペア以上であること。

ロ. 一般送配電事業者が定める託送供給等約款の供給電圧が 100 ボルトもしくは 200 ボルトであること。

（2）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

（3）契約電流および契約容量

イ. 契約電流

（イ） 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

（ロ） 一般送配電事業者が、契約電流に応じて、電流制限器等の装置を取り付けることがあります。

ロ. 契約容量

（イ） 契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下①または②により計算され

た値を参考に、1 年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまからお申し出いただきます。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

①供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1／1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

②供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)× 電圧(ボルト)× 1.732 × 1／1,000

（ロ） 一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（4）料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ.基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約電流 10 アンペア以上 60 アンペア以下または契約容量 6 キロボルトアンペアの場合 1 契約につき		2,511.52 円
契約容量 6 キロボルトアンペアをこえる場合	最初の 10 キロボルトアンペアまで 1 契約につき	3,819.20 円
	10 キロボルトアンペアをこえる 1 キロボルトアンペアにつき	447.92 円

ロ.電力量料金

電力量料金は、1 月の使用電力量により算定いたします。「休日等」は別表２（休日等）に定める日、「平日」は休日等以外の日とします。

平日昼間時間：平日 7:00 から 23:00 の 1 キロワット時につき	24.61 円
休日等昼間時間：休日等 7:00 から 23:00 の 1 キロワット時につき	21.18 円
夜間時間：7:00 から 23:00 以外の 1 キロワット時につき	17.89 円

第６条 ビジネス応援プラン(電灯型)

（1）適用範囲

電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ．契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であること。

ロ．一般送配電事業者が定める託送供給等約款の供給電圧が 100 ボルトもしくは 200 ボルトであること。

（2）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。
ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

（3）契約容量

イ. 契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下（イ）または（ロ）により計算された値を参考に、1 年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまからお申し出いただきます。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

（イ）供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1／1,000
なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

（ロ）供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）×1.732 ×1／1,000

ロ. 一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（4）料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ. 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	489.01 円

ロ. 電力量料金

電力量料金は、1 月の使用電力量により算定いたします。

10:00 から 14:00 以外の 1 キロワット時につき	29.40 円
10:00 から 14:00 の 1 キロワット時につき	25.29 円

第７条　実質的な再生可能エネルギー由来の電気の供給

本料金メニュー表により当社がお客さまに供給する電気は、その 100%を、再生可能エネルギー指定の非化石証書の持つ環境価値を付加した電気（実質的に再生可能エネルギー由来の電気）とします。当該電気の供給には、当社が別途定める「オプションメニュー（実質再エネ 100%メニュー(M)）」が適用されるものとします。

第８条　本料金メニュー表の変更および料金メニューの変更・廃止

（1）当社は、料金メニューおよび供給条件等本料金メニュー表に定める内容を、あらかじめお客さまへご案内のうえ、変更または廃止させていただく場合があります。

（2）本約款および本料金メニュー表の他の規定にかかわらず、一般送配電事業者が定める託送供給等約款の変更により託送料金が変更された場合または公租公課が変更された場合、

当社は当該託送料金の変更または公租公課の変更を反映するために必要な範囲で、基本料金および電力量料金を変更することができるものとし、お客さまはあらかじめこれに同意します。

附　則

本料金メニュー表は、2026 年 11 月 1 日以降最初に到来する計量期間等から適用します。

別　表

別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

（1）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

（2）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

（3）再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ.　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ.　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イ.にかかわらず、イ.によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

別表２（休日等）

（休日等）

休日等とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」が定める休日、および１月２日、１月３日、４月 30 日、５月１日、５月２日、12 月 30 日、12 月 31 日をいいます。